



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次（*については県例規集掲載事項） (取扱課室名) ページ

○ 条例

- *53 和歌山県個人情報保護条例の一部を改正する条例 (総務学事課)..... 3
- *54 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 (人事課)..... 5
- *55 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例 (")..... 5
- *56 職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例 (")..... 6
- *57 和歌山県税条例の一部を改正する条例 (税務課)..... 6
- *58 和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (市町村課)..... 6
- *59 住民基本台帳法に基づく本人確認情報の保護に関する審議会に関する条例の一部を改正する条例 (")..... 7
- *60 国の機関等に対する本人確認情報の提供に係る手数料に関する条例を廃止する条例 (")..... 7
- *61 和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例 (")..... 7
- *62 電子証明書の発行及び失効情報等の提供に係る手数料に関する条例を廃止する条例 (情報政策課)..... 8
- *63 和歌山県青少年健全育成条例の一部を改正する条例 (青少年・男女共同参画課)..... 8
- *64 和歌山県流域下水道条例の一部を改正する条例 (下水道課)..... 10
- *65 和歌山県流域下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例の一部を改正する条例 (")..... 10

公布された条例のあらまし

◇ 和歌山県個人情報保護条例の一部を改正する条例

1 条例概要

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定に伴い、保有特定個人情報の利用及び提供の制限並びに開示請求等に係る特例を定めるなど所要の改正を行うとともに、住民基本台帳法の一部改正に伴う規定の整備を行うこととしました。（第 2 条、第 1 2 条、第 1 6 条、第 1 8 条、第 2 2 条の 3、第 3 3 条、第 3 4 条、第 4 7 条及び第 6 5 条関係）

2 施行期日

第 1 条の規定は平成 2 7 年 1 0 月 5 日から、第 2 条の規定は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）附則第 1 条第 5 号に掲げる日から施行します。

◇ 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うこととしました。（第 3 条関係）

2 施行期日

平成 27 年 10 月 1 日から施行します。

◇ 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う規定の整備等を行うこととしました。（第 13 条、第 14 条、付則第 4 条の 2 及び第 5 条関係）

2 施行期日

平成 27 年 10 月 1 日から施行します。

◇ 職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う規定の整備等を行うこととしました。（第 2 条及び附則第 2 項関係）

2 施行期日

平成 27 年 10 月 1 日から施行します。

◇ 和歌山県税条例の一部を改正する条例

1 条例概要

福祉対策等の財源の一部に充てるために県民税の法人税割の税率の特例措置を平成 33 年 3 月 31 日まで延長するとともに、規定の整備を行うこととしました。（附則第 14 項の 3、第 14 項の 11 及び第 17 項関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。ただし、附則第 14 項の 11 及び第 17 項第 3 号の改正規定については、大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 41 号）の施行の日から施行します。

◇ 和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

電子証明書の発行及び失効情報等の提供に係る手数料に関する条例の廃止及び歯科技工士法施行令の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととしました。（第 2 条関係）

2 施行期日

平成 28 年 1 月 1 日から施行します。ただし、第 2 条の表 22 の項（1）の改正規定は、公布の日から施行します。

◇ 住民基本台帳法に基づく本人確認情報の保護に関する審議会に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

住民基本台帳法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととしました。（本則関係）

2 施行期日

平成 27 年 10 月 5 日から施行します。

◇ 国の機関等に対する本人確認情報の提供に係る手数料に関する条例を廃止する条例

1 条例概要

住民基本台帳法の一部改正に伴い、国の機関等に対する本人確認情報の提供に係る手数料に関する条例を廃止することとしました。

2 施行期日

平成 27 年 10 月 5 日から施行します。

◇ 和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

住民基本台帳法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととしました。(第 1 条～第 4 条関係)

2 施行期日

平成 27 年 10 月 5 日から施行します。

◇ 電子証明書の発行及び失効情報等の提供に係る手数料に関する条例を廃止する条例

1 条例概要

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、電子証明書の発行及び失効情報等の提供に係る手数料に関する条例を廃止することとしました。

2 施行期日

平成 28 年 1 月 1 日から施行します。

◇ 和歌山県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

1 条例概要

青少年の健全な育成を図ることを目的として、青少年に対し有害刃物類の所持を禁止するとともに、青少年の親権を行う者又は未成年後見人に対し有害刃物類の保管又は必要な措置をとることを義務付けるほか、青少年に対する有害刃物類の提出命令について定めるなど所要の改正を行うこととしました。(第 16 条及び第 33 条関係)

2 施行期日

平成 27 年 12 月 1 日から施行します。

◇ 和歌山県流域下水道条例の一部を改正する条例

1 条例概要

下水道法の一部改正に伴う規定の整備等を行いました。(第 1 条及び第 9 条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 和歌山県流域下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

下水道法の一部改正に伴い、規定の整備等を行いました。(第 1 条、第 3 条及び第 8 条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

条 例

和歌山県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 9 月 10 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第53号

和歌山県個人情報保護条例の一部を改正する条例

第 1 条 和歌山県個人情報保護条例(平成14年和歌山県条例第66号)の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 2 号を加える。

(6) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。)第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。

(7) 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

第12条中「保有個人情報」の次に「(保有特定個人情報を除く。第13条及び第26条第1項において同じ。)」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(保有特定個人情報の利用及び提供の制限)

第12条の2 実施機関は、特定個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために保有特定個人情報を当該実施機関の内部で利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、同項に規定する事務の目的以外の目的のために保有特定個人情報を当該実施機関の内部で自ら利用することができる。

3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を当該実施機関以外のものに提供してはならない。

第16条第2項中「法定代理人」の次に「(保有特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人。以下この節において同じ。)」を加える。

第18条第8号中「当該未成年者又は成年被後見人」を「当該本人」に改める。

第34条第1項第1号中「及び」を「若しくは」に改め、「第4項」の次に「又は番号法第20条」を、「あるとき」の次に「、同条の規定に違反して保管されているとき」を加え、「又は第12条」を「第12条若しくは第12条の2第1項及び第2項」に改め、「利用されているとき」の次に「、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)」に記録されているとき」を加え、同項第2号中「第12条」の次に「、第12条の2第3項」を加える。

第47条第3号中「第30条の9第2項」を「第30条の40第2項」に改める。

第65条中「第30条の29」を「第30条の24」に、「第30条の41」を「第30条の36」に、「第30条の43第5項」を「第30条の38第5項」に改める。

第2条 和歌山県個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第2条第7号を同条第8号とし、同条第6号の次に次の1号を加える。

(7) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

第12条の2第2項中「保有特定個人情報」の次に「(情報提供等記録を除く。)」を加える。

第22条の3第1項中「保有個人情報」の次に「(情報提供等記録を除く。第3項、第32条の3第1項、第33条及び第34条第1項において同じ。)」を加える。

第33条の次に次の1条を加える。

(情報提供等記録の提供先への通知)

第33条の2 実施機関は、訂正決定に基づく情報提供等記録の訂正を実施した場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂

正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。) に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

附 則

この条例中第 1 条の規定は平成27年10月 5 日から、第 2 条の規定は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第 1 条第 5 号に掲げる日から施行する。

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 9 月 10 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第54号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和37年和歌山県条例第57号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第84条第 2 項」を「厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第47条第 2 項」に改める。

附 則

この条例は、平成27年10月 1 日から施行する。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 9 月 10 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第55号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年和歌山県条例第49号）の一部を次のように改正する。

第13条第 1 項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第 5 号及び第 6 号中「第12条第 1 項第 4 号」を「前条第 1 項第 4 号」に改め、同条第 2 項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第14条第 2 項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第 4 項中「すでに」を「既に」に改める。

付則第 4 条の 2 第 2 項中「各号の一」を「前項各号」に、「第 1 号から第 4 号までのいずれか」を「前項第 1 号から第 4 号まで」に改める。

付則第 5 条第 1 項の表傷病補償年金の項中「国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）」を「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「一元化法」という。）附則第37条第 1 項の規定によりなおその効力を有することとされる一元化法第 2 条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。以下「改正前の国家公務員共済組合法」という。）」に、「地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）」を「一元化法附則第 61条第 1 項の規定によりなおその効力を有することとされる一元化法第 3 条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下「改正前の地方公務員等共済組合法」という。）」に改

め、同表遺族補償年金の項中「国家公務員共済組合法若しくは」を「改正前の国家公務員共済組合法若しくは改正前の」に改める。

附 則

この条例は、平成27年10月1日から施行する。

職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平 成 2 7 年 9 月 1 0 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第56号

職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例

職員の再任用に関する条例（平成12年和歌山県条例第22号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「（前号）」を「（同号）」に改める。

附則第 2 項中「地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）附則第18条の 2 第 1 項第 1 号」を「厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）附則第 7 条の 3 第 1 項第 4 号」に改める。

附 則

この条例は、平成27年10月1日から施行する。

和歌山県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平 成 2 7 年 9 月 1 0 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第57号

和歌山県税条例の一部を改正する条例

和歌山県税条例（昭和25年和歌山県条例第37号）の一部を次のように改正する。

附則第14項の 3 中「平成28年 3 月31日」を「平成33年 3 月31日」に改める。

附則第14項の11及び第17項第 3 号中「第 2 条第14項」を「第 2 条第16項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第14項の11及び第17項第 3 号の改正規定については、大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成27年法律第41号）の施行の日から施行する。

和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平 成 2 7 年 9 月 1 0 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第58号

和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県の事務処理の特例に関する条例（平成11年和歌山県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中 2 の項を削り、 3 の項を 2 の項とし、 4 の項から21の項までを 1 項ずつ繰り上げ、同表22

の項(1)中「第 1 条」を「第 1 条の 2」に改め、同項を同表21の項とし、同表23の項から75の項までを 1 項ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の表22の項(1)の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前にされた電子証明書の発行に係る改正前の第 2 条の表 2 の項の左欄に掲げる事務については、なお従前の例による。

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の保護に関する審議会に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 9 月 10 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第59号

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の保護に関する審議会に関する条例の一部を改正する条例
住民基本台帳法に基づく本人確認情報の保護に関する審議会に関する条例（平成14年和歌山県条例第9号）の一部を次のように改正する。

本則中「第30条の 9 第 1 項」を「第30条の40第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、平成27年10月 5 日から施行する。

国の機関等に対する本人確認情報の提供に係る手数料に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

平成 27 年 9 月 10 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第60号

国の機関等に対する本人確認情報の提供に係る手数料に関する条例を廃止する条例
国の機関等に対する本人確認情報の提供に係る手数料に関する条例（平成14年和歌山県条例第10号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成27年10月 5 日から施行する。

和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 9 月 10 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第61号

和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する条例（平成20年和歌山県条例第55号）の一部を次のように改正する。

第1条中「保存期間に係る本人確認情報（法第30条の5第1項の規定による通知に係る本人確認情報であって同条第3項の規定による保存期間が経過していないものをいう）」を「法第30条の8に規定する都道府県知事保存本人確認情報（個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を除く）」に改める。

第2条中「第30条の8第1項第2号」を「第30条の15第1項第2号」に改める。

第3条中「第30条の8第2項」を「第30条の15第2項」に改める。

第4条中「第30条の8第2項」を「第30条の15第2項」に、「保存期間に係る本人確認情報」を「都道府県知事保存本人確認情報」に改める。

附 則

この条例は、平成27年10月5日から施行する。

電子証明書の発行及び失効情報等の提供に係る手数料に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

平成 27 年 9 月 10 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第62号

電子証明書の発行及び失効情報等の提供に係る手数料に関する条例を廃止する条例

電子証明書の発行及び失効情報等の提供に係る手数料に関する条例（平成15年和歌山県条例第81号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による廃止前の電子証明書の発行及び失効情報等の提供に係る手数料に関する条例第2条第1項に規定する発行手数料及び同条例第3条第1項に規定する情報提供手数料であって、この条例の施行の日においてまだ同条例第2条第2項に規定する指定認証機関に納められていないものについては、なお従前の例による。

和歌山県青少年健全育成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 9 月 10 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第63号

和歌山県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

和歌山県青少年健全育成条例（昭和53年和歌山県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第16条の次に次の4条を加える。

（有害刃物類の所持の禁止等）

第16条の2 青少年は、業務その他正当な理由がある場合を除き、第13条第2項の規定による指定を受けた刃物類及び同条第5項第4号に規定する刃物類（以下「有害刃物類」という。）を所持してはならない。

2 業務その他正当な理由がある場合を除き、青少年が有害刃物類を所持したときは、当該青少年の親権を行う者又は未成年後見人（以下「親権者等」という。）は、当該有害刃物類を規則で定める基準に適合する設備及び方法により保管し、又は必要な措置をとらなければならない。

（有害刃物類の提出命令等）

第16条の3 前条第1項の規定に違反した青少年が所持する有害刃物類については、知事は、規則で定める手続により、その提出を命ずることができる。

2 前項の規定は、当該有害刃物類が当該青少年以外の者の所有に係り、かつ、その者が前条第1項の規定に違反することをあらかじめ知らずに、この事実の生じた時から引き続いて当該有害刃物類を所有していると認められる場合又は同項の規定に違反する事実が生じた後、その情を知らずに当該有害刃物類を取得したと認められる場合においては、適用しない。

3 第1項の規定により有害刃物類の提出を受けた場合において、当該青少年が青少年でなくなった後、規則で定める手続により返還の申請をしたとき、又は当該青少年から有害刃物類の売渡し、贈与等を受けた青少年以外の者が規則で定める手続により返還の申請をしたときは、知事は、当該有害刃物類をその者に返還するものとする。

4 第1項の規定により有害刃物類の提出を受けた日から起算して6月以内に前項の規定による返還の申請がない場合においては、当該提出を受けた有害刃物類は、規則で定めるところにより、知事において、売却することができる。ただし、当該有害刃物類で、売却することができないもの又は売却に付しても買受人がないと認められるものは、廃棄することができる。

5 前項の規定により売却した代金は、規則で定める手続により、当該有害刃物類を提出した者に交付するものとする。ただし、保管及び売却に要した費用を控除することができる。

（勧告）

第16条の4 知事は、第16条の2第2項の規定に違反した親権者等に対し、期限を定めて、有害刃物類の保管その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

（措置命令）

第16条の5 知事は、前条の規定による勧告を受けた親権者等が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該親権者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第33条に次の1項を加える。

9 第16条の5の規定による命令に違反した者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

この条例は、平成27年12月1日から施行する。

和歌山県流域下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 9 月 10 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第64号

和歌山県流域下水道条例の一部を改正する条例

和歌山県流域下水道条例（平成12年和歌山県条例第80号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第25条の2第1項」を「第25条の10第1項」に改める。

第9条第1項中「き損」を「毀損」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県流域下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 9 月 10 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第65号

和歌山県流域下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県流域下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例（平成24年和歌山県条例第85号）の一部を次のように改正する。

第1条、第3条及び第8条中「第25条の10第1項」を「第25条の18第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。